令和6年３月

入札参加資格者の皆さまへ

和歌山県会計局 総務事務集中課

役務調達業務における再委託の取扱いについて（お知らせ）

　和歌山県（以下「県」という。）が締結する役務調達業務の契約において、契約の相手方（以下「受注者」という。）が、第三者に業務を委任し又は請け負わせる行為（以下「再委託」という。）は原則禁止となっていますが、再委託を行うことができる場合の取扱いを下記のとおり定めましたので、お知らせします。

　なお、再委託が可能な案件は、仕様書又は契約書に再委託が可能である旨の記載があるものに限りますので、ご留意願います。

記

１ 全部又は主体的部分の委託の禁止

受注者は、受注業務の全部又は主体的部分を再委託することは出来ません。

なお、「主体的部分」とは、受注業務における「総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分」のことを指します。

２ 再委託の事前承認

再委託を行おうとする場合は、あらかじめ県の承諾を得る必要があります。

別紙様式「再委託承認申請書」により、県に対して申請を行ってください。

３ 再委託時の受注者の責任と責務

業務の履行に係る再委託先等の行為について、受注者は県に対して全ての責任を負うことになります。

そのため、仕様書等で定める機密保持等、受注者の責務を再委託先等も負うように必要な措置を講じるとともに、再委託先等が無断で更なる再委託等を行わないように、適切に指導・監督をしなければなりません。

別紙様式

年　　月　　日

再委託承認申請書

　和歌山県知事　様

所　 在 　地

商号又は名称

代表者職氏名

　　　　年　　月　　日付けで締結した

に係る契約について、再委託を行いたいので下記のとおり承認を求めます。

記

（1）再委託の相手方

　　　ア 所 　在　 地

イ 商号又は名称

ウ 代表者職氏名

（２）再委託する業務内容

（３）再委託の期間

　　　　　　　　年　　　　月　　　　日　～　　　　　　年　　　　月　　　　日

（４）再委託を行う理由

※ 再委託については、仕様書又は契約書に再委託が可能である旨の記載があり、業務の主要な部分を再委託することなく、かつ、発注者がやむを得ないと認める場合に限り認めるものとする。